



昨年の市・都民税の申告風景

# 市・都民税の申告、 所得税の確定申告・ 贈与税の申告はお早めに

**申告期間**  
2月16日(月)  
～3月15日(月)  
※贈与税の申告期間は  
2月2日(月)～3月15日(月)

## 市・都民税の 申告は市役所へ

問い合わせ 課税課

市・都民税、所得税・贈与税の申告の時期となりました。市・都民税の申告は市役所で、所得税の確定申告・贈与税の申告は税務署でそれぞれ受け付けを行います。  
3月に入ると大変混雑しますので、申告はお早めに済ませるようにして下さい。  
※還付申告は2月16日以前でも受け付けています。

## 申告が必要なかた

市・都民税は、前年中(平成15年1月1日～12月31日)の所得に基づいて課税します。申告が遅れたら申告をしない、国民健康保険税や介護保険料の算定、児童手当などの福祉サービスを受ける際に必要となる課税(非課税)証明書等の交付を受けることができません、支障をきたすことにもなりますので、必ず期間内に申告を済ませて下さい。

問い合わせ 課税課

平成16年1月1日現在、東村山市に在住し、次のいずれかに該当するかたは申告が必要です。  
ただし、税務署に所得税の確定申告をしたかたは、市・都民税の申告は必要ありません。

市・都民税の申告窓口  
期間 2月16日(月)～3月15日(月)  
時間 午前8時30分～11時・午後1時～4時  
場所 本庁舎1階市民ロビー

①15年中に所得があったかた。(給与所得のかたで、勤務先から東村山市役所に給与支払報告書が提出されている場合は除く)  
②給与所得の他に配当・報酬等の所得があったかた。  
③15年中に退職し、16年1月1日現在、就職していないかた。

★16年1月1日現在、東村山市に住所がないかたでも市内に事務所や事業所、家屋敷を有するかたは、申告が必要です。  
①申告書  
※前年に市・都民税の申告をされたかたには、1月下旬に申告書を郵送しました。届いていないかたは、お問い合わせ下さい。  
②印鑑  
③源泉徴収票・収入証明書などの15年中の収入金額がわかるもの。  
④社会保険料・医療費・生命保険料・損害保険料などの控除を受ける場合には、15年中に支払った領収書・控除証明書等。  
⑤所得が無かったかたも申告を  
15年中に収入の無かったかたでも、非課税証明書の交付や国民健康保険税などを軽減する基礎資料等になりますので、申告書の送付を受けたかたは、「所得の無かったかたの記載欄」に必要事項を記入の上、提出して下さい。  
⑥国税庁のホームページ  
http://www.nta.go.jp  
の「所得税の確定申告書作成コーナー」から、確定申告書を作成(検算)することができます。また、印刷料(カラープリンタに限る)したものを税務署に提出することができ、ぜひご利用下さい。  
※土地・建物等の譲渡所得があるかたなどは、利用できない場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

## 所得税の確定申告・ 贈与税の申告は税務署へ

問い合わせ

東村山税務署  
(0394・6811)

確定申告は、昨年1年間の所得と税額を計算して所得税の過不足を清算する手続きです。ご自身で計算・記入し、必ず期限内に申告して下さい。

## 所得税の確定申告が 必要なかた

### 一般のかた

事業を営んでいるかた、不動産所得などがあるかた、土地・建物等やゴルフ会員権及び株式等を買ったかたなどで、平成15年中の各種所得合計金額から、所得控除を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額や年末調整に係る住宅取得控除額、及び特別減税額の合計額より多いかたは確定申告が必要です。

次のいずれかに該当する給与所得のかた  
①給与収入が2千万円を超え

るもの。  
④社会保険料・医療費・生命保険料・損害保険料などの控除を受ける場合には、15年中に支払った領収書・控除証明書等。  
⑤所得が無かったかたも申告を  
15年中に収入の無かったかたでも、非課税証明書の交付や国民健康保険税などを軽減する基礎資料等になりますので、申告書の送付を受けたかたは、「所得の無かったかたの記載欄」に必要事項を記入の上、提出して下さい。

## 所得が無かったかたも 申告を

15年中に収入の無かったかたでも、非課税証明書の交付や国民健康保険税などを軽減する基礎資料等になりますので、申告書の送付を受けたかたは、「所得の無かったかたの記載欄」に必要事項を記入の上、提出して下さい。

## 税務署からのお知らせ

申告期間は大変混雑しますので、記入した申告書は、なるべく郵送で東村山税務署(〒189-8555本町1-20)へお願いします。

①申告期間は、土・日・祝日が休みです。休みの日に申告書を出す場合は、建物正面左側の「時間外文書取扱箱」をご利用下さい。ただし、今年度は次の日程で日曜窓口を開設します。

申告書の作成アドバイスと申告受付を行います。  
日程 2月22日(日)・29日(日)  
時間 いずれも午前8時30分～午後5時

## 国民年金保険料・国民健康保険料 介護保険料は所得控除の対象になります

国民年金保険料・国民健康保険料・介護保険料は社会保険料として所得控除の対象になります。  
市・都民税の申告や確定申告の際、社会保険料控除欄に平成15年中(平成15年1月1日～12月31日)に納めた保険料(保険税)の全額を記入して下さい。なお、15年中に納めた過年度分の保険料(保険税)も対象となります。納期に従って納めた国民年金保険料額は、下表のとおりですが、実際に自分が納めた金額を領収書で確認して下さい。

### 平成15年中の国民年金保険料

納付方法	定額保険料(年額)	定額+付加保険料(年額)
納期限ごとに納付したかた(平成14年12月～15年11月分)	159,600円	164,400円
平成15年4月に1年分を納付したかた	156,770円	161,480円
平成15年4月・10月に6か月分を納付したかた	158,300円	163,060円
月額保険料(平成14年12月～15年11月分)	13,300円	13,700円

※口座振替で納付しているかたも上記のとおりです。  
※市・都民税の申告、所得税の確定申告で記入する金額は、実際に支払った金額となりますので、領収書で確認して下さい。

## 農産物直売センターの 愛称を募集します

市内の農家が生産した新鮮な野菜を提供する「農産物直売センター」が、4月24日(土)、JA東京みらい東村山支店にオープンします。

オープンに先立ち、市民の皆さんが気軽に利用でき、親しみを持っていただけるようなセンターの愛称を募集しますので、多くの応募をお寄せ下さい。

応募方法  
○郵送による応募はかき  
に住所・氏名(ふりが  
な)・年齢・電話番号・



農産物直売センターのイメージ図

愛称を明記し、JA東京みらい東村山支店指導経済課(〒189-0014本町1-16)へ

○応募用紙による応募はJA東京みらい各支店に応募用紙と応募箱を設置してあります。必要事項を記入の上、応募箱へ入れ下さい。  
応募締切り 3月1日(月)  
※郵送による応募は当日消印有効  
採用決定 JA東京みらい直売会  
発表 オープン当日、直売センター店頭に掲示  
賞品 採用者には直売センター利用券を贈呈します。

※採用者多数の時は抽選  
問い合わせ JA東京みらい東村山支店指導経済課  
(0393・5270)